



熊本県子ども・子育て会議の今後の運営について

1 施策の実施状況の調査審議

<くまもと子ども・子育てプランにおける記載内容（6ページ）>

(1) 計画達成状況の点検及び評価

本計画については、熊本県子ども・子育て会議を活用しながら、各年度において、計画全体の成果や計画に基づく個別施策の実施状況等（教育・保育施策や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、その達成状況を点検し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

- ① 対象年度（4月から翌年3月まで）の実施達成状況等を翌年度の4月から6月に取りまとめる。

- ② 7月頃に開催する熊本県子ども・子育て会議で審議いただき、改善等について意見をいただく。

- ③ この結果を公表するとともにその後の施策の実施及び次年度の予算編成作業等に反映する。



2 プランの変更に関する審議

<くまもと子ども・子育てプランにおける記載内容（6ページ）>

(2) 計画の見直し

本計画の計画期間中において、教育・保育等に係る量の見込みと実際の事情が大きく乖離して、待機児童の解消が進まない場合などには、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要になります。

県は、計画と実施状況を注視し、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じ弾力的に本計画の見直しを行います。この場合において見直し後の計画期間は、当初の計画期間とします。

- ① 市町村が予定する計画変更を確認し、県計画に反映させるため、県では毎年11月頃に各市町村の計画変更の有無及び内容を照会し、各市町村の計画変更の妥当性等を確認する。（12月から1月に確認）。

- ② 2月頃に開催する熊本県子ども・子育て会議において県計画の変更について審議いただく。

- ③ 会議の意見を踏まえて、県計画を変更する。

(参考)

- 県計画の「教育・保育の量の見込みと確保方策」は市町村計画の積み上げとしている。
- 市町村が市町村計画を変更する場合は、施設整備事業等の基盤整備を翌年度当初から着手するため、通常、年度末（3月）までに市町村計画を変更される。
- 市町村が計画変更を行う場合は、子ども・子育て支援法の規定に基づき県への協議がなされる。

3 会議の開催予定時期（まとめ）

年2回開催

- 7月頃・・・「施策の実施状況の調査審議」
 - 2月頃・・・「プランの変更に関する審議」
- ※ このほか、必要に応じて開催